|  |
| --- |
| **一般社団法人　長崎県知的障がい者福祉協会**  **平成２９年度 長崎県サービス管理責任者等研修**  **実　施　案　内** |

１．目的

　　　障がい者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に

資するため、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び

児童発達支援管理責任者の育成を図ることを目的としております。

２．実施主体

　　　一般社団法人　長崎県知的障がい者福祉協会

３．研修日程

　　　平成２９年１１月　７日（共通講義）

　　　平成２９年１１月　８日　～　平成２９年１１月　９日（介　護）

　　　平成２９年１１月１６日　～　平成２９年１１月１７日（地域生活（知的・精神））

　　　平成２９年１１月１６日　～　平成２９年１１月１７日（就　労）

平成２９年１１月２１日　～　平成２９年１１月２２日（児　童）

４．研修カリキュラム概要（予定）

　　　研修カリキュラムの内容は、次の通りです。

　　　今後変更となる可能性があります

【共通講義】

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　間 | 研　修　内　容 |
| 9：30～10：00 | 受付 |
| 10：30～10：10 | 開講式・オリエンテーション |
| 10：10～10：40 | 行政説明 |
| 10：40～12：40 | 講義：サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の役割 |
| 13：30～15：30 | 講義：サービス提供のプロセスと管理 |
| 15：40～17：30 | 講義：サービス提供者と関係機関の連携 |

【分野別研修】

（１日目）

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　間 | 研　修　内　容 |
| 9：30～12：30 | 講義：分野別のアセスメント及びモニタリングの実際 |
| 13：30～17：30 | 演習：サービス提供プロセスの管理の実際（アセスメント） |

（２日目）

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　間 | 研　修　内　容 |
| 9：30～12：30 | 演習：サービス提供プロセスの管理の実際（個別支援計画） |
| 13：30～16：30 | 演習：サービス内容のチェックとマネジメントの実際 |
| 16：40～17：00 | 閉講式 |

　指定障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等の業務に従事する方（予定も含む。）

|  |
| --- |
| ○サービス管理責任者の配置が必要な障害福祉サービス  　・療養介護　・生活介護　・自立訓練（機能訓練）　・自立訓練（生活訓練：宿泊型を含む。）  　・共同生活援助　・就労移行支援　・就労継続支援Ａ型、Ｂ型　・施設入所支援  　○児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス  　・児童発達支援　・医療型児童発達支援　・放課後等デイサービス　・保育所等訪問支援  　・障害児入所支援（福祉型・医療型）  （※居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援は該当しません。） |

5．研修会場

　　【共通講義・分野別研修】

　　　　ながさき看護センター／長崎県諫早市永昌町23番6号

6．募集定員　　330名

7．受講お申込み方法

　　研修専用ＦＡＸのみ受け付けますので、ご了承ください。

【お申込み期限】

平成２９年　８月２０日（日）必着。

【ご提出先】

**受講申込：研修専用ＦＡＸ**

**095-811-2356　　宛**

8．受講者の決定・通知

　　（１）通知予定日

　　　　　9月上旬、各法人の代表者若しくは各事業所の所属長あてに受講決定通知書を郵送に

　　　　　て送付いたします。

　　（２）事前課題

　　　　　受講決定者には、事前課題を課します。

　　　　　内容、提出様式等の詳細は受講決定通知書にてお知らせいたします。

9．受講料

　　（１）共通講義（必須）6,000円

　　（２）分野別研修（一分野につき）11,000円

|  |
| --- |
| （例１）一分野受講の場合　　受講料合計（１）＋（２）　17,000円  （例２）二分野受講の場合　　受講料合計（１）＋（２）＋（２）　28,000円 |

※納入方法については、受講決定通知書にてお知らせいたしますので、**指定の期日までに、**

　受講料をお振込みください。

　なお、お申込み後の受講料の返金は一切いたしかねますので、ご了承ください。

10．修了証書

　　　研修の全課程を修了した者に、長崎県知事の修了証書を交付いたします。

　　ただし、定められた全科目を受講することを修了の条件とします。また３０分を超える遅刻

　　または早退等により、講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、も

　　しくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書は交付でき

　　ません。また、虚偽の内容により申し込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後で

　　あっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

11．問い合わせ先

　　　　 （一社）長崎県知的障がい者福祉協会　事務局

　　　　【研修専用】　tel 095-811-2355　　　fax 095-811-2356

na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp